

建設工事の入札に係る最低制限価格及び 低入札調査基準価格の見直しについて

令和4年9月 糸魚川市

令和4年10月1日以降に入札公告する建設工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算定式等を下記のとおり見直します。

記

1 最低制限価格等の見直し内容

- 算定式を下記の表のとおり変更します。

	変更後 ※R4 中央公契連モデル	現行（H31 中央公契連モデル） R4.4 から実施
直接工事費	0.97	0.97
共通仮設費	0.90	0.90
現場管理費	0.90	0.90
一般管理費等	<u>0.68</u>	0.55
上記の計 ①	合計額 （1万円未満切捨て）	合計額 （1万円未満切捨て）
消費税 ②	10%	10%
計（①+②）	最低制限価格	最低制限価格

※ただし、合計額（1万円未満切捨て）が、予定価格（税抜き）の92%を超える場合は92%（1万円未満切捨て）とし、75%に満たない場合は75%（1万円未満切上げ）とします。

※ただし、合計額（1万円未満切捨て）が、予定価格（税抜き）の92%を超える場合は92%（1万円未満切捨て）とし、75%に満たない場合は75%（1万円未満切上げ）とします。

2 対象となる建設工事

- 予定価格（税込み）が130万円を超える建設工事の入札に付するもの。
- 総合評価方式による入札を行う建設工事のうち、「実績確認・地域貢献評価型」で入札を行うもの。

3 適用時期

令和4年10月1日以降に公告する入札から適用します。